

令和3年11月26日

保護者 様

袋井市立浅羽中学校

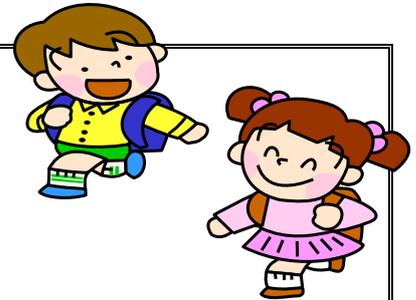
楽しく、安心して学べる学校をめざして

本校では、「どの子もかけがえのない大切な存在である」という認識のもと、子どもたちが楽しく、安心して学べる学校をめざして、以下のように教育相談の充実や規律ある学校生活のための指導に努めています。

1 教育相談について

- 児童（生徒）の悩みや不安を把握するために、定期的な教育相談や生活に関するアンケートを実施します。
- 学級担任だけでなく、学年主任や養護教諭など、学校の全ての職員が相談に応じます。
- 希望をすればスクールカウンセラーのカウンセリングを受けられます。

◆さらに、県や市の相談窓口を利用することもできます。



<教育相談全般>

- ・子ども家庭110番（西部地区） 053-458-4152
- ・ハロー電話「ともしび」（掛川地区） 0537-24-8686
- ・こころの電話（西部地区） 0538-37-5560

<いじめ相談>

- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・「いじめ・暴力」相談メールアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/>
- ・「いじめ・暴力」相談携帯アドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/>
- ・袋井市いじめホットライン 080-^{いろいろ いいなよ}1616-1174
【午前8時30分～午後5時 ※月～金（祝日を除く）】
- ・袋井市いじめホットメール ijime.hotmail@docomo.ne.jp

<発達や不登校に関する相談>

- ・袋井市子ども支援室「ぬっく」 0538-45-0601
- ・袋井市教育支援センター「ひまわり」 0538-86-5172

2 規律ある学校生活のための指導について

- 学校生活のきまりやルールが守れない場合は、「ダメなものはダメ」という毅然とした姿勢で指導を行います。
- 学校での指導だけで不十分な場合は、保護者に連絡をし、家庭での指導をお願いすることがあります。
- 触法行為やいじめなど、他の児童（生徒）への影響が深刻な場合には、教育委員会や警察、児童相談所などの関係機関と連携して指導を行います。

保護者の皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
袋井市立浅羽中学校
担当 生徒指導主事（平野晃一）
電話 23-3149